

新居浜工業高等専門学校長職務代行に関する申合せ

令和4年6月14日校長裁定

第1 新居浜工業高等専門学校長（以下「校長」という。）が不在又は事故によりその職務を遂行できないときは、校長の職務を代理させるため、校長職務代理を置くことができる。

第2 前項に規定する校長職務代行は、次の区分により代理者をもって充てるものとする。

不在又は事故ある者	校長職務代理者
校長	副校長（総務企画担当）
校長、副校長（総務企画担当）	副校長（評価担当）
校長、副校長（総務企画担当）、副校長（評価担当）	副校長（改革担当）
校長、副校長（総務企画担当）、副校長（評価担当）、副校長（改革担当）	教務主事
校長、副校長（総務企画担当）、副校長（評価担当）、副校長（改革担当）、教務主事	学生主事
校長、副校長（総務企画担当）、副校長（評価担当）、副校長（改革担当）、教務主事、学生主事	寮務主事

附 則（令和4年6月14日制定）

1 この申合せは、令和4年6月14日から施行する。